

発行者・ユニオンネット・埼玉 : 組合事務所・〒346-0005 久喜市本町6-12-25
発行責任者・渋谷晃次 : 電話・080-5504-5891 FAX・0480-22-0019 Eメール info@union-net-saitama.org
ホームページアドレス <http://union-net-saitama.org>

6月3日・15:00 JAL (客室乗務員) に不当判決！ ——負けてたまるか！さらなる団結を強めよう！——

JAL乗客乗務員に不当判決！



6月3日(火曜)、この日は天候に恵まれ東京高裁の前には、JAL 労組の宣伝カーが正門の前に駐車し、トランペットの演奏が鳴り響き、声高に幹部が不当解雇の経緯を報告しているのが、東京メトロの地下道にも鳴り響いてくる。流れる人ごみの後から付いていくと、吸い込まれるように東京高裁のあるビルを取り囲むように、歩いて行くと守衛が整理券を渡している。260番の券をもらおうと列の後ろについて並んだ。40人の傍聴券をもらうのに、400名以上の人が並んだようだ。14:45頃に、当選番号がホワイトボードに張り出された。列は正面玄関の方に動き始めた。外れた人は左の方に流れている、だんだん近づいてくると、頭と頭の間から数字がちらちらと見え始めた、260番の数字はなかったが、266番があった。この券の持ち主は、もちろん右側の方から101号法

廷の傍聴席につくことができたはずだ。

15:00に法廷が開廷され、裁判官から判決文が読み上げられる。外の正門前では、カメラを構えた新聞カメラマンたちが、今か今かと青年弁護士の来るのを待ち構えている。15:10頃に一人の男性が白い生地に書かれた巻布を開いて小走りに走ってくるのが見えた。「不当判決」と書かれた、四文字が目飛び込んできました。とっさにデジカメのシャッターを切りました。車道に止まっている宣伝カーから怒りの抗議が寄せられていました。

待ち望んでいた人々の口から、「なんだよ前と同じかよー」「ばかにしやがってー」と高等裁判所に向かって罵声を浴びせる。感きあまって、「馬鹿野郎」と怒鳴る男性の声が印象的でした。

6・5のパイロット原告にも不当判決！

その2日後、6月5日には、パイロット組合原告らに対して再び東京高裁は同様の不当判決を下しました。

連続した不当判決は東京地裁一審判決を踏襲し、不当労働行為や整理解雇の4要件についても具体的検証を一切行わず、更生会社における更生計画は妥当・合理的とするものとし、更生会社における管財人の絶対性を認めるに等しい許しがたいものです。

ぶつつぶそう！不当判決

JAL不当解雇撤回6・26決起集会

6・26(木)18:30・目黒中小企業センターホール